

毎週火、金曜日発行(但し日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三回郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 計量器定期検査の実施
- 米飲提供業者の登録
- 牛の結核病及びブルセラ病の検査
- 基準看護、基準給食設備の承認
- 建設業者の変更登録
- ◇公安告示 速度制限の変更
- ◇雑報 市町村職員共済組合規約の一部改正

告示

鳥取県告示第四百五十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、八頭郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十四年八月二十五日

検査期日	検査区域	検査場所
九月七日	八頭郡智頭町	智頭町那岐支所
" 八日	"	土師支所
" 九日	"	山形支所
" 十日	"	山郷支所
" 十一日	"	富沢支所
" 十四日	"	農業会館
" 十五日	用瀬町	用瀬町役場
" 十六日	"	社小学校
" 十七日	"	大村農業協同組合
" 十八日	佐治村	佐治第二小学校
" 十九日	"	" 第一小学校
" 二十一日	河原町	国英農業協同組合
" 二十二日	"	散岐"
" 二十三日	"	西郷"
" 二十五日	"	河原町公民館
" 二十六日	"	八上農業協同組合

鳥取県知事 石 破 二 朗

実施期日		実施区域	実施場所
一 次	二 次		
九月七日	九月十日	西伯郡中山町庄田	庄田家畜 検診所
〃 八日	〃 十一日	〃 〃	二本松 二本松
〃 九日	〃 十二日	〃 〃	中尾 中尾
〃 十日	〃 十三日	〃 〃	逢坂 逢坂
〃 十一日	〃 十四日	〃 〃	名和町光徳 光徳
〃 十二日	〃 十五日	〃 〃	楽仙 楽仙
〃 十四日	〃 十七日	〃 〃	陣構 陣構
〃 十五日	〃 十八日	〃 〃	上大山 上大山
〃 十六日	〃 十九日	〃 〃	名和 名和
〃 十七日	〃 二十日	〃 〃	新高田 新高田

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査の方法
 結核病……ツベルクリン皮内反応検査
 プルセラ病……プルセラ急速凝集反応検査及び試験管
 法検査
 別表(一)

実施期日		実施区域	実施場所
一 次	二 次		
〃 十八日	〃 二十一日	〃 〃	庄内 庄内
〃 十九日	〃 二十二日	〃 〃	大山町赤松 赤松
〃 二十二日	〃 二十五日	〃 〃	所子 所子
〃 二十三日	〃 二十六日	〃 〃	〃 〃
〃 二十五日	〃 二十八日	〃 〃	佐摩 佐摩
〃 二十六日	〃 二十九日	〃 〃	坊領 坊領
〃 二十八日	十月一日	〃 〃	高麗 高麗
〃 二十九日	〃 二日	〃 〃	淀江町淀江 淀江
〃 三十日	〃 三日	〃 〃	宇田川 宇田川
十月一日	〃 四日	〃 〃	大和 大和
〃 二日	〃 五日	〃 〃	大山町香取 香取
〃 三日	〃 六日	〃 〃	〃 〃

別表(二)

実施期日		実施区域	実施場所
一 次	二 次		
八月三十一日	九月三日	鳥取市美保地区	叶家畜検 査場
九月一日	〃 四日	〃 美穂	朝月

備考 計量法第四百二十二条ただし書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期日を昭和三十四年九月七日から十月六日までとする。

登録番号	氏名	名称又は屋号
六六四	伊坂 定吉	有限会社 東光園
六六五	田中ふみ子	有限会社 福寿家
六六六	近藤 善市	寿し善

鳥取県告示第四百五十五号

次のように牛の結核病及びプルセラ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年八月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百号)第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年八月二十一日次の者に対し米飲提供業者の業者登録をした。

住 所	営業の場所
米子市皆生二、一五五	住所に同じ
〃 中町四八	〃
〃 西福原一、六八二	〃

昭和三十四年八月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病及びプルセラ病予防のため
 二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

二日	五日	大和	長谷
七日	十日	倉田	八坂
八日	十一日	鳥取市豊美	宮谷
九日	十二日	東郷	本高
十四日	十七日	米里	久木
十五日	十八日	面影	雲山
		岩美郡津ノ井村	杉崎
		鳥取市千代水地区	安長
		岩美郡岩美町岩井	岩井
		小田	院内

鳥取県告示第四百五十六号
 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基き定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第百七十八号）の規定により、次のようにその設備の実施を承認した。
 昭和三十四年八月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	承認番号	承認年月日	対象	承認番号	承認年月日	対象
北岡病院	倉吉市明治町一、〇五一	一	昭和三四、八、一	(食) 全病棟 (七十床)	一	昭和三四、八、一	(食) 全病棟 (七十床)
鳥取県立 肢学園	米子市上福原	(看) 第十一号 (二)					

鳥取県告示第四百五十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定により建設業者登録簿に昭和三十四年八月十二日変更登録した。

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 (ほ) 第四五〇号 昭三四、二、二六 常盤建設株式会社
 主たる営業所の所在地 (新) 鳥取市東品治町一の一五 山田 信治
 (旧) 卯垣一五三 森木 健

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路

交通取締法第十条の規定による速度制限について）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年八月二十五日
鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

を
○二ノ一番地地先までの間
県道鹿野倉吉線東伯郡三朝町大字三朝九七三ノ一番地地先から同地内三

五〇〇〃 二〇〃

○二ノ一番地地先までの間
県道鹿野倉吉線東伯郡三朝町大字三朝九七三ノ一番地地先から同地内三

五〇〇〃 三〇〃

に改める。

雑報

昭和三十四年六月三十日の第四回組合会において議決された次の組合規約の一部改正について、七月二十四日付自許第三〇〇号をもつて自治庁長官の認可があつた。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石河大直

組合規約の一部を改正する規約

組合規約の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「昭和三十四年」とあるを「昭和三十五年」に改める。

附 則

この規約は公告の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種 認 可 発 行 日 火 金

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所 鳥 取 県